

男鹿都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)



令和7年5月

秋田県

男鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

目次

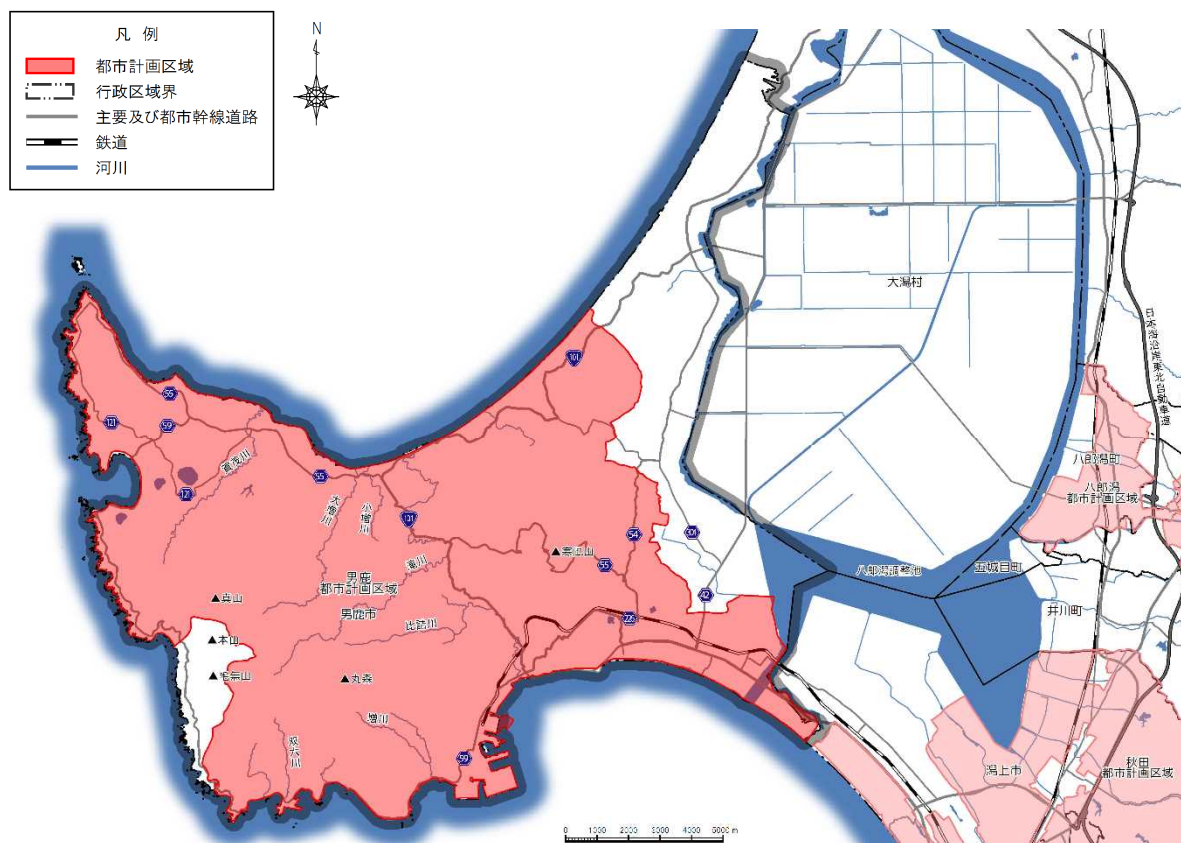
1. 都市計画の目標.....	1
(1) 基本的事項.....	1
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模.....	1
2) 目標年次.....	1
(2) 広域都市圏の将来像.....	2
1) 秋田広域都市圏の概況.....	2
2) 秋田広域都市圏の位置づけ、役割.....	2
3) 秋田広域都市圏の将来像.....	3
4) 秋田広域都市圏の目標.....	3
(3) 都市づくりの基本理念.....	5
1) 都市計画区域の位置づけ、役割等.....	5
2) 都市計画区域の将来像.....	5
(4) 都市計画区域の目標及び目指す市街地像.....	6
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針.....	8
2. 区域区分の決定の有無.....	10
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	11
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	11
1) 主要用途の配置の方針.....	11
2) 市街地の土地利用の方針.....	13
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	16
1) 交通施設の都市計画の決定の方針.....	16
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....	19
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	24
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	24
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	25
1) 基本方針.....	25
2) 主要な緑地の配置の方針.....	26

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
男鹿都市計画区域	男鹿市	行政区域の一部	19,160 ha



2) 目標年次

本区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を 2045（令和 27 年）とする。

（２）広域都市圏の将来像

１）秋田広域都市圏の概況

本広域都市圏は、県都秋田市を中心に、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の３市３町１村によって構成されており、秋田都市計画区域、男鹿都市計画区域、五城目都市計画区域、八郎潟都市計画区域の４つの都市計画区域が指定されている。

本広域都市圏の中央には秋田平野が広がり、平野の西部には海岸線などの美しい景観が広がる男鹿国定公園が、東部には比較的なだらかな丘陵が連なる太平山県立自然公園が位置している。また、平野の北部には八郎潟干拓地があり、大規模な水田農業が営まれている。

本広域都市圏は、都市機能の集積が極めて高く、政治・産業経済・文化などあらゆる面で本県の一大大中心地となっている。

交通面では、秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線、男鹿線、秋田自動車道、日本海東北自動車道、国道７号、国道１３号等によって県内外と結ばれているほか、秋田港、船川港、秋田空港により、海や空でも国内外と結ばれている。

２）秋田広域都市圏の位置づけ、役割

このような概況を踏まえ、秋田広域都市圏の位置づけ、役割を次のとおりとする。

①全県をリードする中枢拠点

- ・ 県内外を結ぶ交通の要衝であり、各種都市機能が集積されていることから、全県をリードする中枢拠点として位置づける。
- ・ 県内製造品出荷額の約３割を占める産業集積や、男鹿半島・太平山などの豊かな自然環境を活かした観光など、県の産業経済を牽引し、活力を生み出す役割を担う。

②国内外をつなぐ秋田の玄関口

- ・ 国際定期コンテナ航路を有し、クルーズ船の受入れを行う秋田港、国内主要都市にアクセスできる秋田空港、高速道路、鉄道などを活用し、国内外との産業経済交流や人の交流を積極的に進める北東北の玄関口として位置づける。

③自然と共生するまちづくりの先導役

- ・ 地域の豊かな自然環境を守りながら、安全・安心な都市生活を営むことができる「自然と共生するまちづくり」を先導する役割を担う。

3) 秋田広域都市圏の将来像

このような位置づけ、役割のもと、おおむね20年後の本広域都市圏の将来像を次のとおりとする。

グローバルな交流でにぎわい、

都市と自然が共生する広域都市圏

4) 秋田広域都市圏の目標

本広域都市圏における将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

①秋田県の活力を創出する多様な産業拠点の形成

本県の産業競争力の強化を図るため、港湾・空港機能や高速交通体系を活かし、環境・エネルギーなどの新たな成長産業をはじめ、多様な産業が集積する産業拠点の形成を図る。

②地域の自然・歴史・文化を活かした観光拠点の形成

豊かな自然や独自の歴史・文化を活かした地域振興を図るため、人々をひきつける観光拠点の形成を目指す。

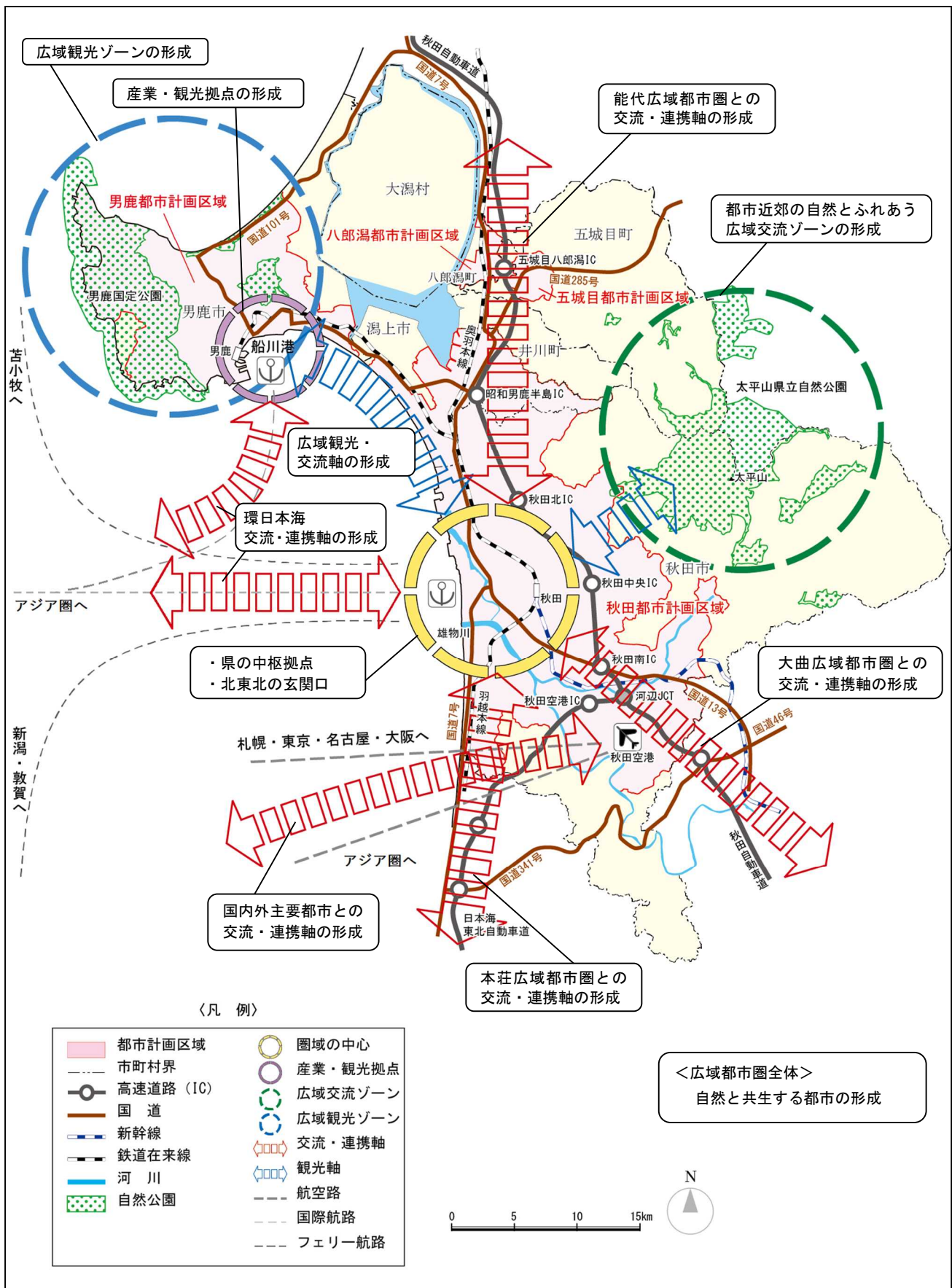
③環日本海におけるネットワークの強化

環日本海諸国との活発な交流と連携を図るため、秋田港、船川港、秋田空港、高速道路、鉄道を有機的に結びながら、世界につながるネットワークの強化を目指す。

④自然と共生する都市の形成

安全・安心な暮らしの実現のため、恵まれた自然環境を適切に維持、保全しつつ、拠点となる地域に都市機能と居住を誘導することで、調和のとれた街並みや快適な空間を創造し、災害に強い安全で安心なまちづくりを進め、自然と共生する都市の形成を目指す。

◆秋田広域都市圏将来図



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ、役割等

男鹿都市計画区域は、船川港の産業機能、商業機能等の様々な都市機能のほか、男鹿半島特有の自然、風土や地域文化等の魅力ある資源を豊富に有している。

このようなことから、多様な都市機能の充実により快適な生活を実現し、秋田広域都市圏の観光や自然環境を支え、観光交流が活発に行われる区域として位置づける。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ、役割等を踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

「魅力ある地域資源を未来へつなぐ『自慢の郷(ふるさと) -おが-』」

本区域では、今後も人口減少・少子高齢化の傾向が続き、労働力の減少や経済規模の縮小等により、厳しい財政状況となることが懸念される。

また、地域の伝統行事等の継承、コミュニティの核となってきた学校の減少による地域活力の低下、農林水産業の担い手不足、山林や農地の荒廃、空き地や空き家の増加、商店街等の衰退による利便性の低下など様々な課題により、日常生活におけるサービス水準の確保やコミュニティの維持が難しくなることが懸念される。

しかし、本区域は、米、和梨など高質な農産物を生産することができる農業、県内最大の良好な漁場を有する水産業、国定公園や日本ジオパークに指定されている豊かな自然環境など、多くの魅力ある資源を有している。

また近年、地元住民による様々な業種での新規開業や移住者のリノベーションによる商業・宿泊施設の提供、地域資源の磨きあげを行うコミュニティ活動の高まりが新たな観光スポットとなる芽吹きが見られる。

さらに、船川港港湾エリアの利活用による、再生・新エネルギーの供給や産業振興、都市部と同様の情報サービスを享受できる DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進などは、新たな暮らし方や働き方の可能性を拓いてくれる。

このような現状をしっかりと把握するとともに、本区域の財産である人や機能、魅力ある地域資源を最大限に活かしていくことで、一人ひとりが豊かに暮らし続けられる自慢の郷(ふるさと)を未来のこどもたちにつないでいくことを目指す。

(4) 都市計画区域の目標及び目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、都市計画区域の目標及び目標とする市街地像を次のとおりとする。

1) みんなが快適に暮らせるまちづくり

商業や医療・福祉等の都市機能が集約された、利便性の高い市街地を形成することにより、こどもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らせる良好な居住環境を形成し、人口減少・少子高齢化が進行する中でも持続可能なまちづくりを目指す。

2) 豊かな自然と伝統文化を未来へつなぐまちづくり

本区域固有の地域資源である、寒風山、入道崎・西海岸に代表される豊かな自然や、「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン（続人）行事」、「脇本城跡」に代表される多様な伝統文化を守り、未来のこどもたちにつないでいくことを目指す。

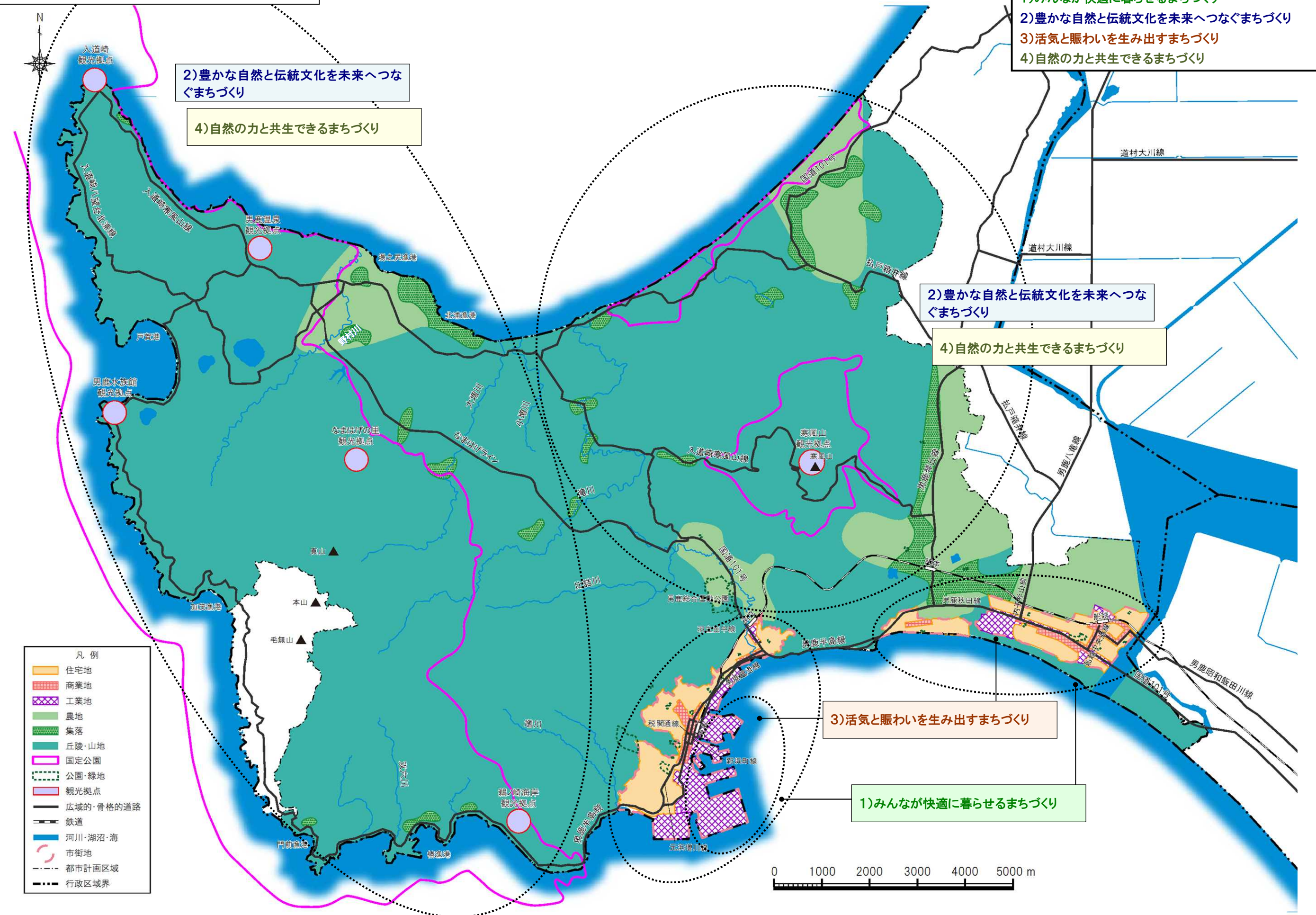
3) 活気と賑わいを生み出すまちづくり

洋上風力発電事業をはじめとする船川港の産業機能の強化や、JR 男鹿駅周辺を拠点とした観光ネットワークの整備をはじめとする観光資源の保全・活用、新たな企業誘致や地元企業の事業拡大を含めた起業・創業がしやすい環境づくり等を図ることにより、中心市街地の活性化を目指し、産業振興や雇用の確保につなげていく。

4) 自然の力と共生できるまちづくり

男鹿国定公園をはじめとする豊かな自然環境を保全するとともに、ハード整備とソフト対策、自助・共助・公助を適切に組み合わせた対応により自然災害に対する防災力を高め、自然と共生し安心して暮らせるまちづくりを目指す。

都市計画区域の目標及び目標とする市街地像



(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を次のとおりとする。

1) 人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市づくり

本区域の総人口はピーク時の半分以上となっており、人口減少・少子高齢化の進行が予測される。

このため、「子育て環境日本一」を目指すとともに、移住定住の促進や、人口減少下にあっても市民の日常生活を支えることのできる、ウォークアブルで機能的な市街地形成やコミュニティの形成に取り組む。

2) 空き地・空き家や空き店舗等への対応

人口減少・少子高齢化に伴い、空き地・空き家や空き店舗等の低未利用な土地や建物が増加する傾向にある。

このため、適切な土地や建物の管理、リノベーションなどの能動的な利活用の促進、必要に応じた土地利用の転換等を図り、良好な市街地環境の維持・保全に取り組む。

3) 地域実情に即した適切な土地利用

本区域の豊かな自然は、観光振興、景観、レクリエーションなど、多様な機能を有している。

また、船川港には、1 ha を超える未利用産業用地が点在している。

このため、豊かな自然環境を継続的に保全・活用していくとともに、企業誘致活動をはじめとした、未利用産業用地の有効活用につながる施策を推進する。

4) 住民が快適に生活できる都市機能の維持

既成市街地における人口の減少に伴い、生活サービス水準の低下が懸念される。

このため、日用品や食料の購入、医療や教育の提供、産業や就業の場の確保といった、住民が生活するために必要な都市機能の維持に取り組む。

5) 地域における産業・経済の維持及び活性化

人口減少・少子高齢化により、地域産業（観光産業、農林水産業、商工業）の後継者不足などの問題が生じている。

このため、今後の事業継続や地域産業の活性化、洋上風力発電の推進に当たり、新たな担い手の確保や雇用機会の創出・拡大などに向けた適切な土地の利用や確保等に取り組む。

6) 公共交通ネットワークの維持・存続

人口減少に伴い公共交通（鉄道、バス）の利用者数は年々減少しており、路線廃止や運行本数減少等が懸念される一方で、高齢者の運転免許返納の増加などにより、日常の移動手段としての公共交通の需要が高まることが想定されるため、公共交通ネットワークの維持・存続に取り組む。

7) 都市インフラの計画的な維持管理、更新

本区域には長期未着手の都市計画施設がある一方で、区域内を縦貫する国道101号の4車線化、トンネルの新設など、自動車交通の利便性やアクセス性の向上が図られている。

また、ガスや上下水道等の都市インフラは、各施設において老朽化が進行している。

このため、長期未着手の都市計画施設について、廃止を含めた見直しを検討するとともに、整備済みの都市インフラについては、その機能を存続していくため、コスト縮減に留意した計画的な維持管理及び更新に取り組む。

8) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

本区域は、三方を日本海に面し、寒風山などの景勝地が多く、豊かな自然に恵まれている一方で、自然災害の発生リスクが高い地域も多くある。

このため、各種の自然災害に対し、防災性を高めるために必要なハード整備のほか、避難行動を円滑にするための組織づくりや情報発信、意識啓発など、ソフト対策を合わせた総合的な取組みを進めていく。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の有無

本区域には、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域のうち、用途地域が指定されているのは5%程度であり、現在、区域区分は定められていない。また、用途地域外については、約80%が山林または田畑となっており、これらの自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律や森林法等により個別規制が行われ、現在まで、無秩序な市街地の拡大やスプロール化は発生していない状況にある。

一方、本区域の人口は、昭和30年以降、減少傾向を示しており、今後も人口は減少することが予想される。また、近年の新築件数が減少傾向にあることや、年間の開発許可件数が少ないことに加え、産業動向についても著しい拡大は予測されず、現況の工業地、商業地の規模で今後の需要に対応できるものと考えられる。

これらのことから、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、三方を日本海に面するとともに、内陸部は起伏に富んでいるため、市街地は沿岸部の限られた平地等にまとまって形成されている。このことから、限られた土地の範囲内で、効果的・効率的な都市的土地利用を図る必要がある。

船川地域の中心市街地には市役所等の公共公益施設が集中しており、JR 男鹿駅周辺の再整備など、賑わいの形成や活性化に向けた取組みが進められている。今後も周辺地域への賑わいの創出や、地域住民・観光客の交流の場を目指しながら、港湾ビジョンに基づいた取組みを推進するなど、更なる発展を図ることが求められている。

船越及び脇本地域では住宅開発が進んでいるが、おおむね用途地域内での開発に限定されている。しかし、引き続き人口の集中や開発が進むことで、本来の用途と異なる土地利用や用途地域外での市街化が進むことも懸念されることから注視が必要である。

都市計画区域内に散在する各集落は、人口の減少が著しく、コミュニティの維持が困難になることが懸念される。このことから、一団の集落を対象として生活環境を維持・増進させるため、農林漁業との調整を図りつつ、地域の実情に応じたまちづくりを展開する必要がある。

こうした本区域の土地利用の現状と課題を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を、次のとおり定める。

1) 主要用途の配置の方針

本区域における主要用途は、下記の考え方に基づいて配置していく。

【主要用途の配置の考え方】

- ・豊かな自然環境の保全と観光資源としての活用
- ・用途地域に沿った適切な土地利用の推進
- ・船川臨海部における複合的土地利用の推進

①商業・業務地

本区域の中心拠点については、商業・業務施設の誘導、医療、福祉、子育て等の生活サービス支援施設のほか、行政機能や文化機能等の多様な機能の集積を図り、利便性の高い市街地の形成を目指す。

特に、都市機能の誘導に当たっては、空き店舗等の利活用促進への補助制度、低未利用地の譲渡における所得税及び個人住民税の特別措置制度、企業立地に向けた施設準備補助金や固定資産税の課税免除等の活用推進により、地域の魅力向上や賑わいの創出、地域経済の活性化を促進する。

国道 101 号沿道に形成されたロードサイド型の大型店舗群については、現在の用途地域の指定範囲を基本として、農地や住宅への影響に配慮しながら、商業・観光・物流など広域的な利用に対応した柔軟な土地利用を図る。

②工業地・流通業務地

船川港を物流機能やエネルギー備蓄機能を担う重要な港湾として位置づけ、「船川港港湾ビジョン」を踏まえながら、今後とも産業拠点としての機能を強化し、産業の振興に向けた地元企業の事業参入や企業誘致により関連産業の集積を図るとともに、クルーズ船の受入れを推進し、魅力ある周遊ルートの提供や海洋レジャーなど既存の観光コンテンツとの連携やレクリエーション機能の充実を図る。

また、洋上風力発電施設の建設が予定されており、資機材搬入出や保管場所のほか、再生可能エネルギーの製造拠点等としての活用が見込まれることから、建設・運用・維持管理・人材育成における拠点の形成を図る。

③住宅地

ア. 用途地域内の住宅市街地

住宅と各種生活サービス施設が近接し、徒歩や自転車等で利用しやすい快適性・利便性を備えた住環境の形成に努める。

船川地域においては、空き家・空き地・空き店舗の有効活用、面的整備等を念頭に置いて土地の高度利用を図る。また、JR 男鹿駅周辺の整備を踏まえ、賑わいの形成や活性化に向けた取り組みを進める。

船越地域においては、市営住宅、宅地開発により新しい住宅地が形成されており、移住・定住促進や人口流出の歯止めとして期待されている。今後とも良好な住宅形成と快適な居住環境の創出に向けた検討や、開発行為制度の適切な指導に努める。

イ. 用途地域外の住宅市街地

主に戸建て住宅を中心とした土地利用の規制を進めつつ、生活道路や上下水道など、生活に必要な都市施設の整備や機能維持を図り、良好な居住環境が確保されたゆとりある住宅地を形成する。

船越地域では、用途地域隣接地で市街化が見られる。このため、良好な居住環境を阻害する建物用途の可能性が危惧される場合は、特定用途制限地域の指定等に向けた検討を行う。

脇本地域の住宅地は、福祉・商業・子育て支援等の各種生活サービスが近接した土地利用を維持する。

2) 市街地の土地利用の方針

①用途転換、用途の純化又は用途の複合化に関する方針

今後、現行の用途地域の規模を上回る新たな都市的需要が発生することは考えにくい。

そのため、指定用途地域と現況土地利用に乖離がある地区、未利用地を多く含む地区などについては、集約型都市構造の実現に向け、用途の転換、純化又は複合化を検討する。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

船川や脇本地域などの既成市街地の一部は、低層戸建てを主体とした古くからの住宅地であり、狭隘道路や建て詰まりなどの都市防災上の問題に対し、改善を図ることが必要である。このため、区画道路やオープンスペースをはじめとする都市基盤の充実や、建築物の不燃化など、総合的な居住環境整備を進め、良好な住宅地の形成を図る。

また、今後新たな住宅地の形成が見込まれる地域は、無秩序な宅地開発を防止し、既存用途地域内未利用地の活用を促進するため、開発許可制度の適切な運用に加え、地区計画や建築協定等の導入についても検討を行い、都市基盤の確保された良好な居住環境の形成に努める。

③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

船川地域の大龍寺の社寺林や船越地域の船越近隣公園等の市街地に所在する緑地空間は、住民の憩いと安らぎの場として優れた景観を備えているため、今後ともその風致の維持・充実に努める。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

五里合地区等の農地については、稲作や和梨等の農業産業基盤としての機能に加え、災害防止、生物多様性の保全や良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、その保全を図る。

⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

三方を日本海に面する本区域は、海岸沿いに広がる緑をはじめとする美しい自然環境が、特徴ある景観を構成している。また、自然景観豊かな寒風山や入道崎は、貴重な植生域を形成しているとともに、秋田県を代表する観光地であることから、これらの自然環境については、適切な保全を図る。

⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

北浦地区や五里合地区、加茂青砂地区などの都市計画区域内に散在する漁村・農村集落は、良好な自然環境及び当該集落のコミュニティや生業を維持しながら、良好な居住環境の形成を図るため、土地利用の整序化や必要な生活基盤の整備等について検討する。

土地利用方針図(都市計画区域)



2) ⑤自然環境の適切な保全

【主要用途の配置の考え方】

- ・豊かな自然環境の保全と観光資源としての活用
- ・用途地域に沿った適切な土地利用の推進
- ・船川臨海部における複合的土地利用の推進

2) ①集約型都市構造の実現に向け、指定用途地域と現況土地利用に乖離がある地区、未利用地を多く含む地区などを対象に、用途の転換、純化又は複合化

2) ④多面的な機能を有する農地の保全

2) ⑥主要な漁村・農村集落を対象とした土地利用の整序化や必要な生活基盤の整備等について検討

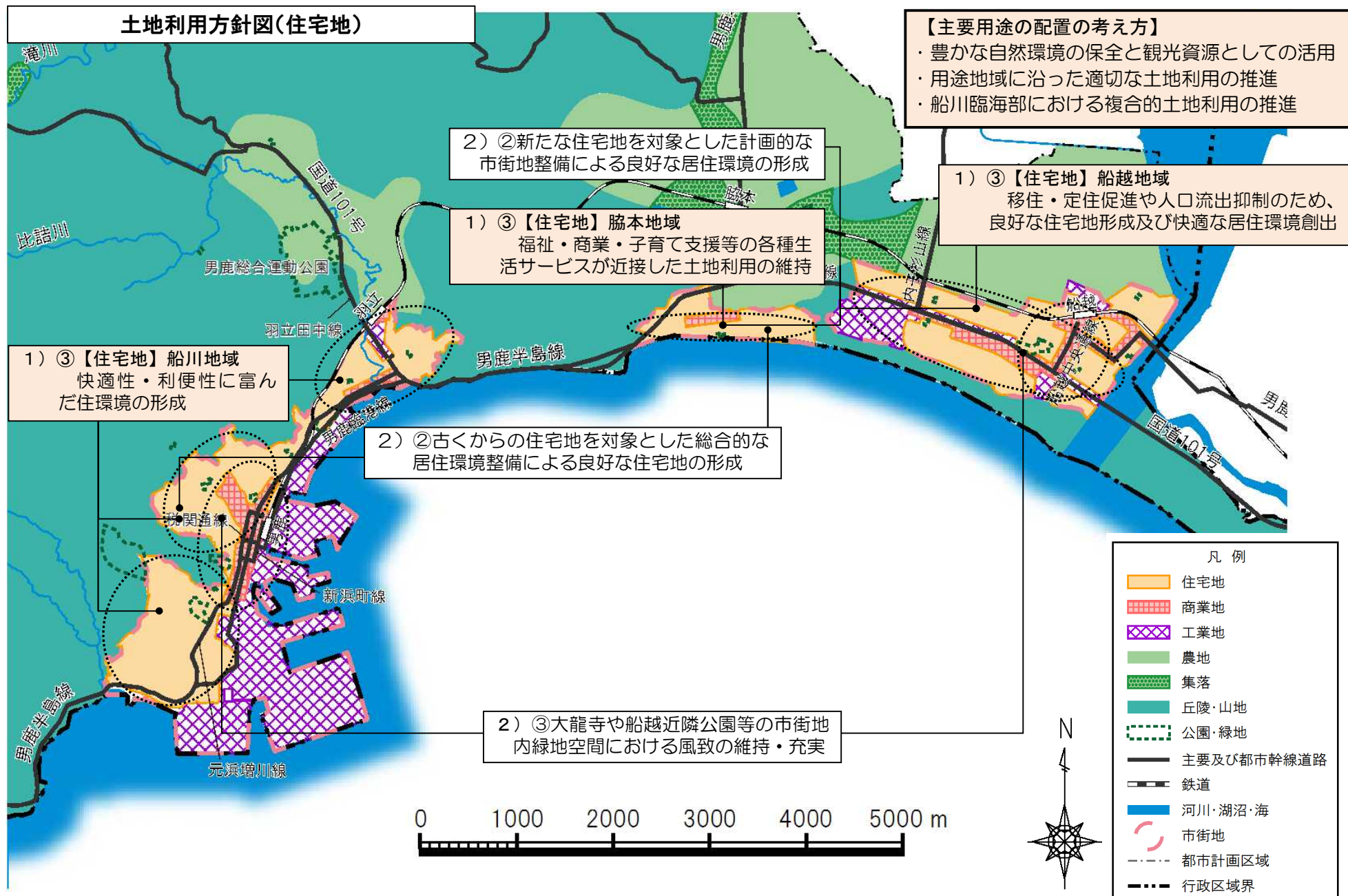
1) ①【商業・業務地】国道 101 号沿道用途地域を基本に、後背農地や住宅への影響に配慮するとともに、広域的な利用に対応した柔軟な土地利用

1) ①【商業・業務地】中心拠点
行政機能や文化機能等の多様な機能が集積した利便性の高い市街地の形成

1) ②【工業地・流通業務地】船川港周辺
産業拠点や観光・レクリエーション機能の充実を図る

- 凡 例
- 住宅地
 - 商業地
 - 工業地
 - 農地
 - 集落
 - 丘陵・山地
 - 公園・緑地
 - 主要及び都市幹線道路
 - 鉄道
 - 河川・湖沼・海
 - 市街地
 - 都市計画区域
 - 行政区域界

0 1000 2000 3000 4000 5000 m



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

交通の軸である国道 101 号は、本区域を縦貫し、潟上市を經由して秋田自動車道「昭和男鹿半島 IC」と接続している。

鉄道は、市の南部沿岸を JR 男鹿線が運行し、広域移動の重要な幹線軸となっている。

公共交通は、JR 男鹿線、市単独運行バス 10 路線、市内の患者輸送バス、その他タクシー事業者等、複数の交通手段が存在し、市民の移動手段として生活を支えている。市民の主な交通手段は自家用車で、公共交通の利用者は減少傾向にあったが、地域公共交通網形成計画の策定により、路線バスでは JR 男鹿線や他線からの乗り入れ改善、接続ポイントの変更などにより利用者が増加に転じている。

高齢化の進行により、運転免許の自主返納や、健康上の理由等から自家用車を利用できない高齢者の増加が予測される。そのため、日常生活における移動手段として、公共交通の重要性は、今後一層高まると考えられる。

都市計画道路は、2022 年末（R4 年末）時点で、都市計画決定後、20 年以上にわたり整備未着手となっている区間が存在する。

既存道路は、老朽化や自然災害への対策により、道路機能が持続的に発揮されるよう、維持管理や更新を進めていくことが重要である。

これらの状況を踏まえ、次の考え方を基本として、計画的な交通体系の強化を進めていく。

ア. 社会情勢の変化を踏まえた道路整備と効率的な運営

都市計画道路は、都市計画決定から 20 年以上の長期にわたり整備未着手となっている区間を中心に必要性や実現性を再検証し、再編や廃止等の可能性も含めた見直しを行う。

既存道路は、損傷レベルや災害リスクの状況等を踏まえ、計画的な維持管理・更新を進める。

イ. 持続可能な公共交通ネットワークの構築・維持管理を図る

鉄道や路線バス、デマンド型乗合タクシーは、運行ダイヤの見直しや ICT 等の新技術の活用等により、利便性の向上を図るとともに、利用促進に努める。

また、地域コミュニティとの協働や更なる交通資源の活用による新たなサービスの導入を検討するなど、地域の実情に応じた、生活に密着した移動手段の確保に向けた検討を行う。

②主要な施設の配置の方針

基本方針を踏まえ、主要な道路の配置方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
①主要幹線道路※ ¹	本区域と周辺都市圏を結ぶ広域的な主要路線として、広域のかつ観光交流の基軸として整備を図る。 また、国道 101 号の浜間口地域における狭隘道路解消を促進する。 ・ 国道 101 号（（都）男鹿秋田線、羽立田中線） ・ （主）男鹿八竜線 ・（主）男鹿琴丘線 区域内の市街地と各集落、観光施設相互を連絡し、生活環境の向上や産業振興、観光振興を支援する骨格として、下記の主要幹線道路を配置する。 ・（主）入道崎寒風山線 ・（主）男鹿半島線（（都）男鹿臨港線）
②都市幹線道路※ ²	市街地内を連絡し、生活環境を支える骨格として、下記の都市幹線道路を配置する。 ・（一）男鹿昭和飯田川線 ・（一）入道崎八望台北浦線 ・（一）船越停車場線 ・（一）男鹿停車場線 ・（一）脇本停車場線 ・（一）道村大川線 ・（一）払戸琴川線 ・なまはげライン
③駅前広場	鉄道、バス等の公共交通の利便性向上と、観光交流都市における玄関口として、下記の駅前広場を配置する。 ・ JR 男鹿駅駅前広場

※1 主要幹線道路：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連絡し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

※2 都市幹線道路：都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

＜下水道＞

本区域における令和4年度末の公共下水道普及率は73.1%であり、秋田県全体の68.4%を上回っている。公共下水道は、秋田湾・雄物川流域下水道の臨海処理区として、昭和53年度から整備が進められてきた。公共下水道計画区域外の集落については、農業及び漁業集落排水や合併処理浄化槽の設置によって、水質保全や生活環境の改善が体系的に進められてきた。これらについては、既に目標としていた整備が完了している。

これらの状況を踏まえ、本区域の下水道の都市計画の決定の基本方針を、次のとおりとする。

ア. 公共下水道等の適切な維持管理

快適な住民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与する公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設は、既に目標としていた整備が完了しているため、今後は適切な維持管理に努める。

＜河川＞

本区域の河川は、男鹿三山のひとつである毛無山を水源とする滝川や、船川地区の東端部を流れ、船川港に注ぐ比詰川をはじめとして、中小の河川が流れているが、急峻な地形のため急流河川が多い。また、その源流部は、保水力の弱い針葉樹林が主体であることから、大雨の増水時には、農地・農業用施設の被害も見られる。このことから、市民の安全な生活と産業活動を確保するため、河川改修等を計画的に進めていく必要がある。

一方、比詰川等の都市内河川は、地区住民や観光客等にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間でもあることから、多様な自然環境等の維持が必要である。

これらの状況を踏まえ、本区域の河川の都市計画の決定の基本方針を、次のとおりとする。

ア. 河川改修事業の計画的な推進

市民の安全な生活や健全な産業活動を確保するため、自然環境の保全に配慮しつつ、洪水被害の防止に向けて河川改修を推進する。

イ. ゆとりと潤いをもたらす河川空間の整備

市街地にゆとりと潤いのある空間を創出するため、比詰川などの都市内河川において、自然環境等の維持に努める。

②主要な施設の配置の方針

＜下水道＞

本区域の公共下水道は、既成市街地を中心に整備が進められ、既に目標としていた整備が完了している。今後は、適切な維持管理に努める。

＜河川＞

本区域特有の地形により急峻な河川が多いことから、今後とも河川改修等の治水事業を進めていき、市民の安全な生活と産業活動を確保する。また、比詰川は、市民にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間機能を担うことから、洲ざらいや除草等による河川の維持・管理に努める。

下水道計画図(1/2)

男鹿市流域関連公共下水道事業

全体計画面積 883.1 ha
事業計画面積 883.1 ha



凡 例	
記 号	名 称
	行政区域界
	都市計画区域界
	全体計画区域界
	用地区域界
	処理分区界
	事業計画区域界
	流域下流及び接続番号
	汚水中継ポンプ場
	マンホール形式ポンプ場
	既計画区域

下水道計画図(2/2)



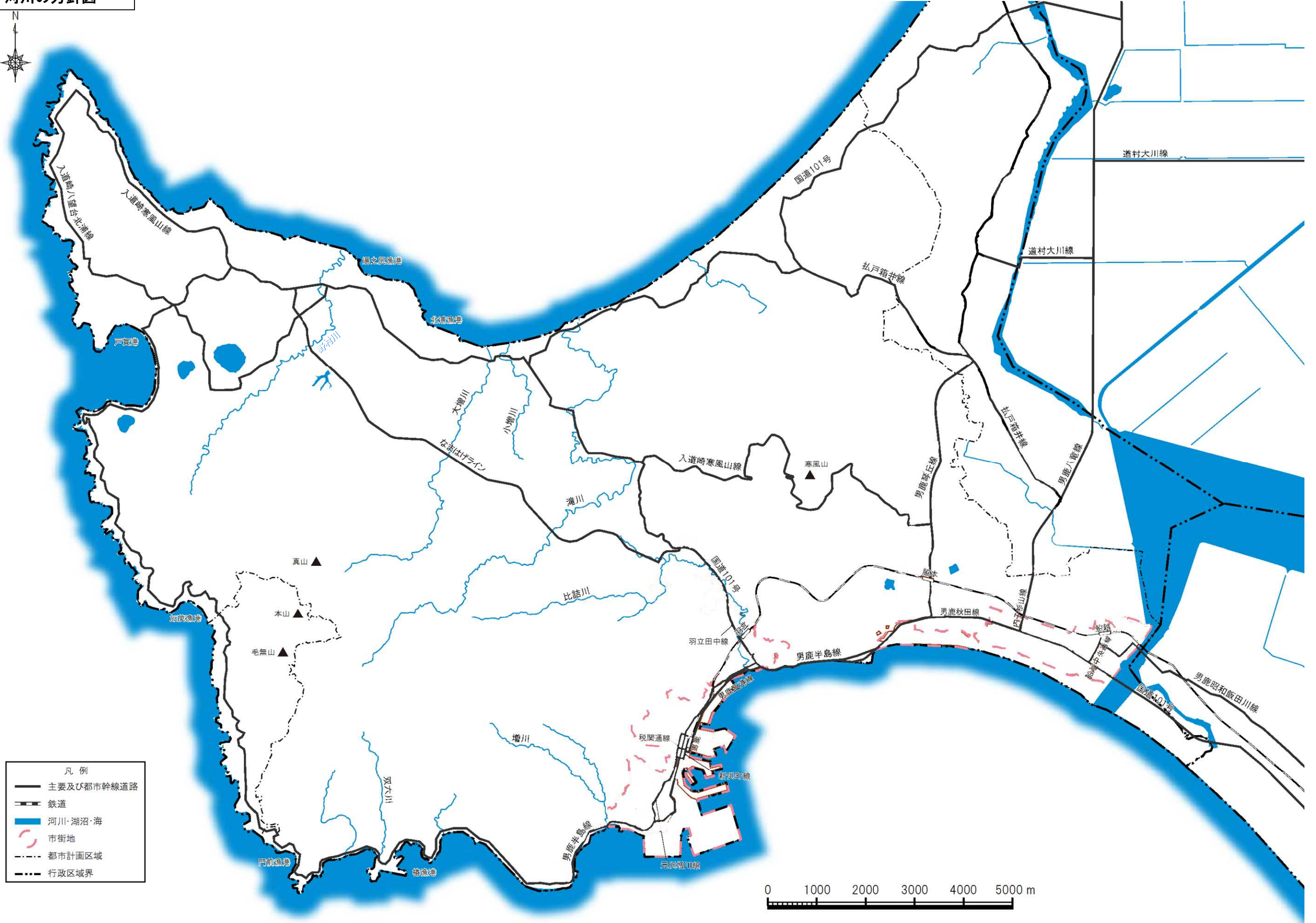
男鹿市流域関連公共下水道事業

全体計画面積 883.1 ha
事業計画面積 883.1 ha



凡 例	
記 号	名 称
—	行政区域界
—	都市計画区域界
—	全体計画区域界
—	用途地域界
—	処理分区界
—	事業計画区域界
—	流域下水道及び接続番号
①	汚水中継ポンプ場
②	マンホール型式ポンプ場
■	既計画区域

河川の方針図



- 凡 例
- 主要及び都市幹線道路
 - 鉄道
 - 河川・湖沼・海
 - 市街地
 - 都市計画区域
 - 行政区界

0 1000 2000 3000 4000 5000 m

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

既成市街地の一部は、区画道路や公園等の都市基盤整備が十分に整備されないまま市街化が進んだことから、木造住宅が密集しており、居住環境の改善や防災性能の向上等を図る必要がある。

これらの現状、課題を踏まえ、本区域における主要な市街地開発事業の決定の方針を、次のとおりとする。

①既成市街地における計画的なまちづくりの推進

船川、船越及び脇本地区の既成市街地で、都市基盤が十分に整備されないまま市街化した区域等において、居住環境の改善と防災性能の向上を図るため、今後、必要に応じて道路整備と合わせた市街地開発事業の適用について検討し、計画的なまちづくりを進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、海、山、湖など、変化に富んだ美しい自然景観に恵まれている。特に男鹿国定公園は、貴重な動植物が生息・生育するとともに、美しい海岸線を有することから、これらの自然環境は、ふるさとの原風景として、観光地の貴重な資源として未来に引き継ぐ必要がある。

一方公園は、船川地区に男鹿総合運動公園が整備されているほか、市街地内に住区基幹公園が整備されており、住民が集い、様々な活動をする拠点となっている。

これらの状況を踏まえ、本区域の自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の基本方針を、次のとおりとする。

①都市の骨格となる緑地の保全と活用

男鹿国定公園内の優れた自然環境は、都市の骨格を形成する重要な緑であり、美しい自然景観や生物多様性の保全という観点からも貴重な資源であることから、適切に保全を図りつつ、観光資源としても活用を図る。

②東部に広がる優良農地の保全

東部の八郎潟調整池周辺に広がる優良農地は、農業生産基盤としての本来の機能に加え、災害防止、生物多様性の保全や良好な景観の形成等の多面的な機能を有する貴重な資源であるため、保全を図る。

③レクリエーション及び防災空間としての緑地の保全・整備

男鹿総合運動公園をはじめ、市街地内にある身近な都市公園や広場等の整備を推進し、住民が憩い・交流する場の創出を図る。

また、市街地内の公園・緑地は、災害時における避難場所等としての防災機能を有することから、防災系統の緑地と位置づけ、施設の維持・保全または整備を図る。

④歴史・文化としての緑地の保全・活用

男鹿のみならず、県内でも代表的な城跡として重要な脇本城跡、男鹿市民の飲料水として利用され、信仰の対象にもなっている滝の頭など、本区域に所在する史跡等を緑豊かな歴史・文化資源として位置づけ、その保全・活用を図る。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地については、緑地の機能から、環境保全系統、景観構成系統、レクリエーション系統、防災系統及び歴史・文化系統の5つの系統に分類し、次のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
ア. 環境保全系統	・男鹿国定公園（西海岸一帯及び寒風山周辺） ・滝の頭や一ノ目潟などの水源周辺	男鹿半島の骨格を形成する重要な緑地であり、野生動植物が生息・生育する男鹿国定公園、また、良質な水源である滝の頭や一ノ目潟等の水源周辺を環境保全系統の緑地として配置する。
イ. 景観構成系統	・男鹿国定公園（入道崎に代表される西海岸一帯及び寒風山周辺）	眺望の良好な入道崎に代表される西海岸一帯及び寒風山周辺を景観構成系統の緑地として配置する。
ウ. レクリエーション系統	・男鹿総合運動公園 ・十二桜森林公園 ・OGA マリンパーク周辺 ・なまはげオートキャンプ場	市民競技スポーツや各種レクリエーション等に対応し、生活にゆとりと潤いをもたらす男鹿総合運動公園、十二桜森林公園、OGA マリンパーク、なまはげオートキャンプ場をレクリエーション系統の緑地として配置する。
エ. 防災系統	・市街地内の公園・緑地 ・保安林 ・海岸線の防風林	災害時における避難場所等として防災機能を有する市街地内の公園・緑地、水源涵養や土砂流出防備に資する保安林、強風・飛砂等の害から人々の生活を守る海岸線の防風林を防災系統の緑地として配置する。
オ. 歴史・文化系統	・脇本城跡 ・滝の頭や一ノ目潟などの水源周辺	緑豊かな歴史・文化資源である脇本城跡、滝の頭や一ノ目潟などの水源を、歴史・文化系統の緑地として位置づける。

自然的環境の配置方針図



- 凡 例
- 農地
 - 丘陵・山地
 - 国定公園
 - 公園・緑地
 - 森林公園
 - 主要及び都市幹線道路
 - 鉄道
 - 河川・湖沼・海
 - 市街地
 - 都市計画区域
 - 行政区境界



発行・編集

令和7年5月

秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画チーム）

TEL 018-860-2441

FAX 018-860-3845

E-mail toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14380>